

公告

令和2年9月15日

豊橋市長 佐原 光一

次のとおりプロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

まちなか図書館（仮称）及びまちなか広場（仮称）ロゴマーク等制作委託業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年1月29日（金）まで

(4) 契約上限額

金660,000円（消費税及び地方消費税含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルに参加する者は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 令和2・3年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）の業種において、大分類「役務の提供等」中分類「映画等製作・広告・催事」小分類「デザイン」に登録をしていること。

(2) 豊橋市内の本店（本社）で本市に登録していること。

(3) 公告の日において、直近5年間においてロゴマークの制作について実績を有すること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

(6) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再

生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒441-8025

愛知県豊橋市羽根井町48 まちなか図書館開館準備室（豊橋市中央図書館内）

電話：0532-21-8181

FAX：0532-31-4254

電子メールアドレス：machitosho@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

豊橋市ホームページからダウンロードする。

豊橋市文化・スポーツ部まちなか図書館開館準備室ホームページ：

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/37790.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和2年9月29日（火） 17時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参（豊橋市中央図書館の休館日を除く毎日9時30分から17時まで。）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書（様式5）」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和2年10月23日（金） 17時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※詳細はまちなか図書館（仮称）及びまちなか広場（仮称）ロゴマーク等制作委託業務プロポーザル実施要領による。

エ 提出方法

持参（豊橋市中央図書館の休館日を除く毎日9時30分から17時まで。）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

4 評価の手続き及び契約候補者の選定

提出された提案書について、「まちなか図書館（仮称）及びまちなか広場（仮称）ロゴマーク等制作委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のとおり評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続きを行う。なお、提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

(1) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和2年11月6日（金）予定

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、特定の場所に参集しない方法で実施する場合もある。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等、提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「まちなか図書館（仮称）及びまちなか広場（仮称）ロゴマーク等制作委託業務プロポーザル実施要領」による。